独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社公告第６号

さいたま都市計画武蔵浦和駅第１街区第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画の縦覧につきまして、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第83条第１項の規定に基づき、下記により権利変換計画を縦覧に供しますので、公告します。

平成21年６月30日

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社

地域支社長　　伊藤　節治

記

１　縦覧期間
平成21年７月１日（水）から平成21年７月14日（火）まで

２　縦覧時間
午前10時から午後５時まで

３　縦覧場所
独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
武蔵浦和再開発事務所
住所：埼玉県さいたま市南区別所七丁目15番30号
電話：048―839―1330

４　縦覧事項
権利変換計画

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第４号

昭和62年10月14日住宅・都市整備公団関西支社公告第11号で公告した、公共下水道工事の一部が次のとおり完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

平成21年６月30日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　福永　　清

特定公共施設の種類及び名称	工事の区域又は区間	工事の種類	工事完了日
和泉都市計画下水道事業 和泉市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道		公共下水道工事	平成21年６月30日
処理分区 ５―27処理分区の一部	（処理分区） 大阪府和泉市あゆみ野四丁目の一部		
排水区 丘陵西部第二排水区の一部	（排水区） 大阪府和泉市あゆみ野四丁目の一部		

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第５号

平成21年８月５日に執行する大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理審議会委員補欠選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定により、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定により、公告する。

なお、この結果、権利者の数が選挙すべき委員の数をこえないため、大阪都市計画事業大阪駅北大深東土地区画整理事業施行規程（平成18年４月18日国土交通省告示第539号）第９条第１項の規定に基づき、選挙によらないで、委員となることを承諾したものが委員となる。

平成21年６月30日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　福永　　清

記

宅地の所有者が選挙すべき委員の数　７人

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

平成21年６月30日

独立行政法人都市再生機構
総務人事部担当部長　小林　昭次

○第１号

１　当該招請の主旨

本業務は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の賃貸募集関連システム（インターネットを利用した賃貸住宅の募集及び入居申込の受付等を行うシステム。以下「本システム」という。）について、顧客の利便性向上、機能追加及び制度変更対応のためのシステム改修を行うものである。

本業務の遂行には、機構賃貸住宅の募集業務に関する知識や、本システムの仕様や特性に関する知識のみならず、24時間365日稼動する大規模ＷＥＢサイトの運用知識、基盤の異なるシステム間のデータ連携に関する知識、分散トランザクション更新の処理に関する高度な技術を有していることが必要である。

このため、本システムの当初開発及び過年度におけるシステムの改修を行ったＴＩＳ株式会社（以下「特定した法人」という。）を契約の相手先とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で下記の応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定した法人との契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定した法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２　業務概要

⑴　業務名　平成21年度賃貸募集関連システムの改定

⑵　業務内容　賃貸募集関連システムのプログラム改修及び附帯する作業

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から平成22年２月26日まで

３　業務目的

本業務は、賃貸募集関連システムについて、顧客の利便性向上、機能追加及び制度変更対応のためのシステム改修を行い、顧客サービスを向上するとともに、機構の業務を効率的かつ円滑に遂行することを目的とする。

４　応募要件

⑴　基本的要件

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

②　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間でないこと。

⑵　技術力に関する要件

①　不特定多数のユーザーを相手として24時間365日稼動するインターネットを利用した各種申込受付システムの開発及び運用について十分な知識を有している者であること。

②　基盤の異なるシステム間のデータ連携に関する十分な知識を有している者であること。

③　分散トランザクション更新処理に関する高度な運用技術や知識を有している者であること。

④　多数のミドルウェアを組み合わせたマルチベンダー環境において、24時間365日稼動する大規模ＷＥＢサイトの構築に関し、十分な知識を有している者であること。

⑤　情報セキュリティに関する十分な知識を有している者であること。

⑶　守秘性に関する要件

①　守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な懲罰などについて社則などに明記していること。

②　個人情報を含む重要情報についてその取扱基準を確立しており、機構と重要情報保護に関する特約を締結できること。

③　業務の実施により、直接又は間接に知り得た内容について、第三者へ漏洩しない体制となっていること。なお、当該業務完了後においても同様とする。

④　プライバシーマークの使用を許諾されている事業者であること。

⑷　業務執行体制に関する要件

①　インターネットを利用した申込受付システム及び賃貸住宅を管理するシステム又は同種システムに関する十分な知識、経験を有する要員を配置できること。

②　契約締結後、直ちに本業務を円滑に行える体制を確立できること。